



大桑村監査委員告示第1号

令和7年10月29日付で提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく大桑村職員措置請求について、同上第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

令和7年12月22日

大桑村代表監査委員 田中  
大桑村監査委員 清水



## 大桑村職員措置請求の監査結果について

令和7年10月29日付けで提出された大桑村職員措置請求について、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和7年12月22日

大桑村代表監査委員 田中芳男  
大桑村監査委員 清水芳昭

### 記

#### 第1 請求人

大桑村住民監査請求人

#### 第2 請求の内容

請求人から令和7年10月29日付けで提出された大桑村職員措置請求書（以下、「本請求書」という。）及び令和7年11月26日に提出された住民監査請求に係る陳述書（以下、「陳述書」という）及び同日、請求人より聞き取った内容等をまとめると、請求人の主張は、大要以下のとおりである。

- 1 令和6年度の国土調査の予算において、人件費1人分が計上されているところ、実際には他の事業の人件費として執行されている状況にあり、これは予算の流用にあたる。予算の流用は議会の承認が必要であるところ、令和6年度の国土調査の予算の人件費の他事業への流用については、議会の事前の承認は得られておらず、違法な支出である。
- 2 令和6年度の国土調査の人件費は、目的外使用を前提とした予算計上と支出であり、また、この目的外使用は令和6年度だけではなく、長年繰り返されてきたものである。予算の目的外使用で違法な支出であると知りながら支出した者、あるいは、国土調査事業の執行責任者である建設水道課長は、地方自治法第243条の2の8の賠償責任を負うものである。
- 3 令和7年6月議会及び9月議会の国土調査にかかる議員の一般質問に対し、村はその必要性も費用対効果も経済的合理性についても十分に説明できておらず、この国土調査は税金の無駄遣いである。

#### 第3 請求の要件審査

令和7年10月29日付けで提出された大桑村職員措置請求書を、地方自治

法第242条第1項及び第2項に規定する要件を満たしているものと認め、監査の実施を決定した。

#### 第4 監査の実施

##### 1 監査対象部課

本件請求の趣旨に鑑み、総務課及び建設水道課を監査対象課とした。

##### 2 請求人からの陳述の聴取等

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し陳述の機会を設けたところ、令和7年11月26日、請求人より意見陳述がなされるとともに、同日付住民監査請求にかかる陳述書が提出された。請求人の陳述の主な内容は、以下のとおりである。

- (1) 3月の議会の令和7年度予算案の質疑の中で、山林の国土調査はその必要性も費用対効果も経済的合理性も認められないので、国土調査の中止を求めた。その際、建設水道課長からは、「この国土調査の予算には、他の事業の人件費1人分が含まれているのでご理解いただきたい。」との答弁があった。

すなわち、この国土調査事業は人件費の目的外使用を前提とした予算計上であり、違法かつ悪質なものといわざるを得ず、また、予算執行権を持つ建設水道課長はそれなりの責任を負わなければならない。

- (2) 5月、議員の立場で建設水道課長に対し、国土調査の必要性や費用対効果、経済合理性について再検討を依頼したが、同課長からは、再検討するとの回答はもらえず、それどころか建設水道課長は、この国土調査を強行する考えのようであった。

- (3) 6月議会でこの点に関する一般質問を行ったが、費用対効果についての答弁はなかった。

その後村からは何も連絡がなかったが、実際には6月29日に入札がなされ、契約手続が進められていた。これは執行部の重大な議会軽視であり、村民軽視であって許されるものではない。

- (4) そこで、9月議会において改めて国土調査に関する質問を行った。

しかしながら、村としては、3月の当初予算の審議において議会の承認を得ていることという回答しかなく、経済合理性等についての具体的な回答はなかった。

- (5) そのような状況であったため、請求人は本件問題の解決のために住民監査請求をするほかないと考え、同手続をとったものである。

- (6) 本件監査請求の目的は以下のとおりである。

すなわち、①必要性、費用対効果及び経済的合理性について説明のできない山林の国土調査については、令和8年度から中止すること、②事業の実施にあたっては、Plan・Do・Sea・Cheakにより常に事業の見直しと改善に努めなければならない、③公金を使うときは自分のお金を使うときより大事に使わなければならない、職員の意識改革が必要である。

### 3 関係職員からの陳述の聴取

請求人からの本件請求を踏まえ、総務課及び建設水道課の職員から陳述の聴取を行った。

職員らから聞き取った内容は、以下のとおりである。

- (1) 人件費に関する予算の流用はない。国土調査を主に担当している職員については、国土調査の予算の中から人件費を支出している。なお建設水道課建設係においては4名の職員がいるところ、残りの3名については、別の予算科目から給与を支給する形となっている。

もっとも、大規模な行政庁とは違い、大桑村という小規模な行政庁のやむを得ない対応として、担当職員が別の部署内の別の業務を手伝ったり、あるいは逆に他の職員が国土調査に関する業務を手伝うなどして担当課内で業務の融通を利かせているという実態はある。

- (2) 国土調査については従来からの継続事業として続けてきたものであり、その必要性等についてはこれまでも議会等で説明を行ってきた。また、森林の活用については大桑村内でも議論を重ねており、村民とも懇談の場を設けたり、また、そのような議論を踏まえた「第6次総合計画」を策定し、村民からも森林の活用について理解をいただいているところである。
- (3) したがって、現在行っている国土調査については、必要な事業であると認識している。

## 第5 監査の結果

- 1 国土調査の予算として計上された費用が、実際には別の事業の人件費に充てられていたとの請求人の主張について

- (1) この点、地方公共団体の予算については、一会計年度における一切の収入及び支出をすべて歳入歳出予算に編入しなければならない（地方自治法第210条）、また、当該予算については事前決議が原則とされているところである（法第211条）。また、当該予算についてはその性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従ってこれ

を款項に区別しなければならぬとされている（法第216条）。

そのうえで、予算については原則として流用を認めず（法第220条2項）、例外的に、議会の議決を経た予算の定めに基づき、執行上の必要があれば流用が可能と解されている（同項但し書き）。

- (2) ここで、本件において、請求人の主張する「議会の承認なく予算が流用されている」との内容が事実であるかどうかという点について検討を行う。

この点、監査役が関係職員らから聞き取った内容によれば、上記のとおり、建設水道課建設系の職員の給与については、以下のとおり配分されているとのことである。

すなわち、同係においては4名の職員がいるところ、このうち1名（主に国土調査の係を担当している者）については、上記国土調査の予算に計上されている人件費から給与を支給する形をとっており、残りの3名については、別の予算科目から給与を支給する形がとられている。

そのような状況の中、建設水道課建設系の業務は国土調査の実施のみならず多岐に及んでいるため、各人が各自の担当のみを遂行するという状況ではなく、同係の4名がそれぞれ連携をとりながら、互いに協力しつつ各自の担当を遂行しているという状況である。

上記国土調査の係を主に担当している者についても、同様に別の3名の業務を手伝うこともあれば、逆に、その3名が国土調査の業務について協力するということもある。

- (3) 以上の各業務の状況に鑑みれば、そもそも、国土調査の予算として計上された1人分の人件費については、実際に国土調査を主に担当している者の給与として支払いがなされているところであって、この点において予算の流用は認められない。

また、同係の業務については4名という少人数で多岐にわたる業務を行っていることに鑑みれば、各担当者が別の担当者の業務を互いに手伝いつつ仕事を進めていくということも何ら不自然なものではなく、この点において違法な科目間流用が存在するとの主張は妥当でないというべきである。

なお、たしかに形式上、現状、国土調査の予算として計上された人件費により、上記のとおり、当該担当者が担当課内の別の業務を手伝うこともあり得る状況ではあるが、逆に、国土調査の担当者でない3名が国土調査の関係の業務を行う場合、別の予算科目で計上されている人件費によって国土調査の業務が進められていることとなることである。

この点については小規模な地方公共団体である大桑村にとってはやむを得

ない部分であり、この点においてこの形式的な面のみを捉えて流用の違法があるとの主張は妥当ではない。

- (4) 以上のとおり、本件における令和6年度の国土調査の人件費の計上は、目的外使用を前提とした違法な予算計上と支出であると認定することは困難であり、この点における違法はないというべきである。

したがって、この点に関し事業の執行者である建設水道課長に対する賠償責任は生じないものとする。

## 2 国土調査は税金の無駄遣いであるとの主張について

- (1) 請求人は、山林の国土調査についてはその必要性、費用対効果、経済的合理性も認められず、無用な出費であって、この支出を続けることが村にとっての損害である旨主張する。

- (2) しかしながら、国土調査とは、国土調査法に基づき、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地積の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的とするものであり（国土調査法第1条）、大桑村においても、山林の開発及びその保全並びに今後の利用にあたって、その内容を明確化するためにも重要な施策のひとつである。

また、大桑村においては、今後の村づくりの方向性とその実現のための新たな指針として、令和6年から10年間の方針等を策定した「第6次総合計画」を策定している。かかる第6次総合計画は、パブリックコメントや住民アンケート、各地での懇談会の結果等も踏まえて策定したものであるが、この中にも、民有林の活用にむけた各種の方策等が定められているところである。

- (3) 以上の状況に鑑みれば、現時点において国土調査が不要である、あるいはその目的や必要性がないとの状況にはなく、引き続き民有林の開発及び保全並びにその利用の高度化に向けて国土調査を行っていく必要があると考えられる。

- (4) したがって、国の補助金等の状況も踏まえながら引き続き国土調査に関する施策を進めていくことについて、現在の支出を続けていくことが村にとっての損害であると認定することはできない。

## 第6 結論

以上のことから、請求人の各主張には理由がなく、請求人が求める措置の必要性は認められない。

以上